**平成30年5月より**

雇用保険手続きの際には必ず

マイナンバーの記載が必要！

マイナンバーの記載が必要な届出等は以下のとおりです。

1. **雇用保険被保険者資格取得届**
2. **雇用保険被保険者資格喪失届**
3. **高年齢雇用継続給付金申請**
4. **育児休業給付支給申請**
5. **介護休業給付支給申請**





＊住民票でマイナンバーの確認ができます。

平成30年5月以降、マイナンバーの記載がない場合には手続きができなくなる場合がございます。